広島市優良技能者表彰要領

（目的）

第１条　この要領は、広島市表彰条例（昭和２４年４月１日広島市条例第１３号）の規定に基づき、本市において、永く同一の職業に従事し、技能の錬磨や後進の育成などに努めている優秀な技能者を讃えることにより、技能の継承及び振興を図り、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　民間事業所　国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く事業所をいう。

⑵　技能者　別表１に掲げる職業に従事し、技術的な能力を有する技能者をいう。

⑶　障害者　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年１２月２６日法律第２８３号）第１５条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　療育手帳制度について（昭和４８年９月７日厚生省発児第１５６号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知）第４条の規定による療育手帳の交付を受けた者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年５月１日法律第１２３号）第４５条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑷　高齢者　６５歳以上の者をいう。

（表彰範囲）

第３条　表彰対象となる範囲は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、過去において本表彰を受けた者は除く。

⑴　本市に所在する民間事業所において、同一の職業（別表１に掲げる職業に限る。以下同じ。）に通算２０年以上従事し、かつ、第４条第４号に定める基準日に本市に所在する民間事業所において、当該職業に従事していること。ただし、障害者及び高齢者は通算１０年以上とする。

⑵　勤務成績が優秀で他の勤労者の模範と認められること。

⑶　４０歳以上であること。ただし、障害者はこの限りでない。

（被表彰候補者の推薦）

第４条　推薦は、次の各号の規定により行う。

⑴　被表彰候補者を推薦できる団体等（以下「推薦団体等」という。）は、別表２のとおりとする。

⑵　推薦団体等は、別紙１及び別紙２の推薦書により、市長に推薦するものとする。

⑶　推薦団体等が推薦できる人数は、別表３のとおりとする。

⑷　推薦の基準日は、表彰日の属する年の６月１日とする。

（被表彰者の決定）

第５条　市長が被表彰者を決定する。

２　被表彰者は同一事業所から１人とする。ただし、障害者及び高齢者については、同一事業所から別に１人を表彰することができるものとする。

（表彰の方法）

第６条　表彰は、原則として年１回行う。ただし、市長が必要があると認めるときはその都度行う。

２　市長は、被表彰者に対し、表彰状及び記念品を贈り、表彰を行う。ただし、被表彰者が死亡してい

るときは、その表彰状及び記念品は、当該被表彰者の遺族に贈る。

（その他）

第７条

この要領に定めるもののほか必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１０年７月１５日から実施する。

附　則

この要領は、平成１１年７月９日から実施する。

附　則

この要領は、平成１４年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成１７年５月２３日から実施する。

附　則

この要領は、平成１９年４月２７日から実施する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２１年４月３０日から実施する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、令和４年６月２０日から実施する。

別表１（第２条関係）

1　専門的・技術的職業従事者（法務従事者、教員、宗教家並びにその他の専門的職業従事者中の図書館司書、学芸員及び個人教師を除く。）
2　販売従事者（商品販売従事者中の小売店主、卸売店主及び飲食店主を除く。）
3　サービス職業従事者
4　保安職業従事者（自衛官、司法警察職員並びにその他の保安職業従事者中の看守及び消防員を除く。）
5　農林漁業従事者
6　生産工程従事者
7　輸送・機械運転従事者
8　建設・採掘従事者
9　運搬・清掃・包装等従事者（郵便・電報外務員を除く。）

※この分類は、日本標準職業分類（平成２１年１２月統計基準設定：総務省）の区分による。

別表２（第４条関係）

推薦団体等	所　　管	備　　考
各種職種団体等	旧市内地区	広島商工会議所調製の名簿及び中小企業団体中央会会員名簿等に基づく。
広島東商工会	安芸地区	
広島安芸商工会	〃	
祇園町商工会	安佐地区	
安古市町商工会	〃	
沼田町商工会	〃	
広島安佐商工会	〃	
高陽町商工会	〃	
五日市商工会	佐伯地区	

別表３（第４条関係）

１　各種職種団体等

各事業所の総従業員数	推薦人数
３，０００人以内	１人以内
３，００１人以上９，０００人以内	３人以内
９，００１人以上１５，０００人以内	５人以内
１５，００１人以上	７人以内

２　商工会

各商工会の総会員数 （ただし、広島安芸商工会については、船越支所のみの会員数とする。）	推薦人数
１，１００人以内	１人以内
１，１０１人以上２，２００人以内	２人以内
２，２０１人以上	３人以内